

「小瀬川水系大規模氾濫時の減災対策協議会」設立趣旨

平成 27 年9月関東・東北豪雨では、流下能力を上回る洪水により利根川水系鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生しました。また、これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では例を見ないほどの多数の孤立者が発生する事態となりました。今後、気候変動の影響により、このような施設の能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが懸念されます。

こうした背景から、平成 27 年 12 月 10 日に社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申されました。本答申において「施設では守り切れない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、水防災意識社会を再構築する必要がある」とされていることを踏まえ、新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその沿川市町村において、平成 32 年度を目標に水防災意識社会を再構築する以下の取組を行うこととしました。

- ・住民が自らリスクを察知し主体的に避難するための情報提供など、より実効性のある「住民目線のソフト対策」への転換
- ・洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組・連携
- ・「洪水を安全に流すためのハード対策」に加え、越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫等「危機管理型ハード対策」の導入

小瀬川流域は、左岸側が広島県大竹市、右岸側が山口県岩国市・和木町の2県にまたがる氾濫原を有しています。また、江戸後期以降の干拓・埋め立てによって形成された河口部の低平地に全国のコンビナートの先駆けとなる「大竹・岩国石油化学コンビナート」が形成され、人口・資産が集中しており、一度氾濫が起これば、浸水面積や浸水深など、その被害人口、被害額は甚大で社会経済に与える影響は計り知れません。

これまでも、昭和 26 年 10 月洪水、平成 17 年9月洪水において流域に甚大な被害をもたらしました。

こうした背景や経緯を踏まえ、国と、広島県、山口県、大竹市、岩国市、和木町等からなる協議会を設置して、減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的、計画的に推進する「小瀬川水系大規模氾濫時の減災対策協議会(仮称)」を設立します。